

第三十七回帝國議會 院 證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル法律案委員會會議錄(速記)第三回

會議

大正五年二月二十二日午前十一時三十一分開議

出席委員左ノ如シ

齋藤 隆夫君 岡崎 久次郎君 鈴木 寅彦君

本田 恆之君 三隅 哲雄君 村山 金平君

井上 敬之助君 津原 武君 尾崎 元次郎君

清水 隆德君

同月二十一日委員淺野陽吉君辭任ニ付其ノ補闕トシテ樋口秀雄君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

大藏書記官 吉川 真矩君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル法律案

○委員長(鈴木寅彦君) ソレデハ唯今ヨリ開會致シマス、昨日ヲ以テ質問ハ終了ニナツテ居リマスカラ、今日ハ採決致シタイト考ヘマス、ドウゾ御意見ガアリマスレバ御申述ヲ願ヒマス

○岡崎久次郎君 本案ハ租稅納付ノ便利ヲ圖ランガため、各種ノ證券等ヲ以テ納付ノ便利ヲ圖ルト云フ趣旨デアリマシテ、極メテ民間ニ於テモ適切ト認メラレテ居ルトコロノ案ト存ジマスガ、故ニ本員ハ全部政府案ニ贊成ノ意ヲ表スルモノデアリマス

○清水隆德君 岡崎君ノ原案贊成說ニ同意デアリマス、併シ尙私ハ一ツ希望ヲ述ベテ置キマスガ、此效能如何ト云フコトハ多ク命令ノ規定ニ依ッテ出來ルノデアリマスカラ、此命令ノ仕方ガ巧ク出來ナケレバ、ソレダケ效能ガ甚ダ乏シクナルノデスカラ、成ルベク取扱ノ小切手ナドト云フモノハ、其範圍ヲ廣クシテ、必ズシモ國庫金取扱ト云フコトニ限定セズシテ、能ク其土地ノ銀行ヤ何カノ狀態ヲ調査セラレタ上デ、成ベク廣ク應用ノ出來ルヤウニ命令條項ヲ御定メニナラムコトノ希望ヲ附シテ贊成致シマス

○井上敬之助君 私モ本案ノ大體ニ於テ何等異議ハアリマセヌ、全然同意ヲ表スル一人デアリマス、唯今ノ御希望ノ點ニ至リマシテモ、是モ亦意ヲ同ウスルモノデアリマス、本來是ハ人民ノ便利ヲ計ルト云フコトガ目的ニ於テ此法律ヲ制定セラレマシタ以上ハ、努メテ爲シ得ラル、限リハ範圍ヲ擴メテ、其便利ヲ圖ラル、方法ヲ取ルコトニシタイト思ヒマス、勿論政府委員ノ說明ニ依レバ、多少ノ危險ガアルト云フコトデアリマスガ、ソレハ畢竟程度問題デアルト思ヒマス、宜シク法律ヲ制定サレタ意思ニ基イテ、爲シ得ラル、限リ範圍ヲ廣ク是ガ運用ノ出來ル方法ヲ取ルコトニシタイト思ヒマス、原案ニハ全然同意ヲ表スルモノデアリマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○委員長(鈴木寅彦君) 他ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(鈴木寅彦君) ソレデハ採決致シマス——原案ニ御異議ノナイモノト認メ、滿場一致ヲ可決シタモノト致シテ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(鈴木寅彦君) ソレデハ左様ニ決シマス、唯今ノ御希望ノコトハ此處ニ政府委員ガ居ラレマスカラ、命令ヲ規定サレマストキニ、唯今ノ御希望ノ點ヲ能ク考慮サレテ制定サル、コトヲ希望スルニ止メマセウカ、或ハ本會議ニ於テ委員會ノ希望トシテ申述ベマセウカ

○岡崎久次郎君 本會議ニ於テ御述ベテ願ヒマス、政府モ之ヲ諒トシテ十分施行上ニ便宜ナル趣旨ヲ御取リニナランコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○委員長(鈴木寅彦君) 滿場御異議ガアリマセヌケレバ御希望ノ點ヲ本會議ニ報告スルコトニ致シマス——ソレデハ是デ散會致シマス

午前十一時三十九分散會

大正五年二月二十五日印刷

大正五年二月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局